

木瀬中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称と会員）この会は前橋市立木瀬中学校生徒会と言い本校生徒をもって会員とする。

第2条（目的）この会は会員の自主的活動と協力を通じて会員の生活向上と民主的社會人としての資質を養うことを目的とする。

第3条（事業）この会は前条の目的を達成するため、つぎの活動を行う。

- 1 会員の自覚と協力のもとに年間行事及び日常活動を通じて学校生活を向上させる。
- 2 文化、体育の活動を通して心身の調和のとれた発達をめざす。
- 3 その他この会の目的達成に必要なこと。

第2章 役 員

第4条 この会につぎの役員を置く。

会長（1名）、副会長（男女1名）、
書記（2年男女各1名、1年1名）、
会計（2年男女各1名、1年1名）

- 1 会長はこの会を代表し、総会、代議員会を招集する。
- 2 副会長は会長を助け不在のとき代理を務める。
- 3 書記は記録、伝達に関する事務を行う。
- 4 会計はこの会の諸経費を顧問の先生の指導のもとに管理する。

第3章 組 織

第5条 この会につぎの組織を置く。

（組織表参照）

- 1 生徒総会
- 2 代議員会
- 3 専門委員会
- 4 学年委員会
- 5 特別委員会

第4章 会 議

第6条 前条の会の任務はつぎの通りである。

第7条（生徒総会）生徒総会は最高の議決機関であって、年2回以上開かれつぎの事項を決議する。

- 1 予算の決定・決算の承認（前期のみ）
- 2 活動目標および活動計画
- 3 会則変更
- 4 その他

第8条（代議員会）

- 1 代議員会は総会につぐ議決機関であって生徒会長が司会する。
- 2 各専門委員長、各学級委員と本部役員で構成する。

第9条（専門委員会）この会に12の専門委員会を設け、各専門委員会活動を通じて学校生活の充実と向上に努める。

- 1 各専門委員は、給食委員、ボランティア委員を除き学級代表男女各1名とする。
- 2 各専門委員会は改選後、速やかに正副委員長を決め、活動目標および活動計画を作成する。
- 3 学年初めに予算請求をする。
- 4 活動計画は生徒会本部に連絡する。

第10条 各専門委員会は、つぎの主な活動のほか、各専門委員会の目的達成に必要な活動を行う。

1 学級委員会

- ① 学年の問題や学年にまかされた議題について話し合う
- ② 学年行事の企画・運営
- ③ 合唱コンクールの実施

2 生活委員会

- ① 放課後の巡視（戸じまり・消灯）
- ② あいさつ運動
- ③ 時間、服装、言動の良い習慣の確立
- ④ 生活を豊かな充実したものにするための活動

3 保健委員会

- ① 健康の保持増進のための活動
（学校保健委員会を含む）
- ② 欠席調べ及び健康観察
- ③ 発育測定及び健康診断の補助

4 体育委員会

- ① 体育大会及び各種大会・行事の実施
- ② 体育授業についての教師との連絡と学級への伝達
- ③ 体位及び運動能力向上のための活動
- ④ レクリエーションの実施

5 整美委員会

- ① 清掃用具の点検と補充、修理
- ② 校舎内外の清掃美化及びよびかけ

6 放送委員会

- ① 校内放送による情報の伝達

- ② 各種行事の放送担当および援助
- ③ 校内放送の内容の充実
- ④ 放送室および放送機器の管理

7 図書委員会

- ① 読書をすすめる活動
- ② 図書整理
- ③ 図書室利用のきまり徹底
- ④ 図書紹介と購入希望調査

8 新聞掲示委員会

- ① 学級新聞の発行
- ② 各種掲示物による広報活動
- ③ 学校文集の制作

9 給食委員会

- ① 給食に関する指導と調査

10 安全委員会

- ① 安全に関する指導と調査

11 環境委員会

- ① 環境問題の啓発活動
- ② 環境改善への具体的取り組み
- ③ ボランティアの実施

12 ボランティア委員会

- ① 校内及び地域のボランティア活動
- ② 各種行事・各委員会活動への援助

第11条（学年委員会）

- 1 各学年の学級委員で組織する。
- 2 学年の問題や学年にまかされた議題について話し合う。

第12条（特別委員会）

1 選挙管理委員会

- ① 選挙管理委員会は9月初め学級から選ばれた1名（兼任もよし）と本部役員で組織する。
- ② 委員長には3年生がなり、別に定める選挙規定により本部役員選挙を実施する。

2 予算委員会

- ① 予算委員会は本部役員および各専門委員長（1名）、各部代表（1名）で組織する。
- ② この委員会は、学年初め速やかに持ち予算案について話し合う。

3 会計監査委員会

- ① 会計監査委員会は本部役員3名と顧問の先生で組織し、この会の会計を監査する。

第5章 会計

第13条 この会の諸経費は会費とその他の収入によってまかなう。

第14条 会費は、年額1,000円とし、年2回に分けて納入する。

第15条 特別の事情がある会員には会費を免除することができる。

第16条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 部活動

第17条 部活動には運動部と文化部があり、会員はいずれかのうちの1つに参加することができる。(組織表参照)

第18条 部活動は同好者の集まりであって、明朗にして民主的な部活動をめざす。

第19条 各部は年度当初に予算請求する。

第20条 各部は7月から9月の間に1・2年より正副部長を選び、翌年同時期までを任期とする。

第21条 各部に顧問を置く。

第22条 部を移動する場合は、顧問の先生の指導のもとに行う。

第23条 部の新設および改廃は別に定める。

第7章 学級の組織

第24条 各学級、学級委員を選び学級代表とする。(男女で各1名)

第25条 上記生徒のほか学級役員として、書記、会計を男女各1名置く。さらに各学級に必要な役員を置くことができる。

第26条 各学級は専門委員会への学級代表として、それぞれ男女各1名を置く。

(給食委員、ボランティア委員を除く)

第27条 各学級は各教科の連絡、準備の係として、教科連絡係を置く。

第8章 附 則

第28条 以上のほか必要な場合細則を定める。

第29条 この会則は平成13年4月1日より実施する。

選挙規定

この規定は本部役員選出について適用する。

●被選挙資格と任期及び選出方法

- 1 立候補制とする。
- 2 立候補資格は1・2年とする。
- 3 任期は10月より翌年9月までとし、9月末に選出する。
- 4 投票は無記名で全会員が行う。無競争の場合は信任投票を行う。

●選挙管理委員会の仕事

- 1 告示（選挙管理委員選出後すみやかに）
- 2 立候補の受付
- 3 選挙広報の発行
- 4 立会演説会の開催
- 5 投票の準備と開票
- 6 選挙結果の公示
- 7 新役員の紹介

●選挙活動

- 1 各候補者は、責任者1名と連記して選挙管理委員会へ届出る。
- 2 選挙管理委員会から承認印のある用紙を受け取り、ポスターを作成し掲示する。